

不正な取引に関与した者への取引停止等の処分方針

一般財団法人日本色彩研究所（以下、「法人」という）は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」（令和3年2月1日改正）に基づき、不正な対応を行った業者に対する処分方針を以下の通り定める。

1. 不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分

不正な取引に関与した業者は、1ヵ月以上12ヵ月以内の取引停止処分とする。ただし、即時の取引停止によりこの法人の業務活動に著しく影響がある場合には、一定期間を経た後に、取引停止処分とすることができる。

2. 不正な取引に関与した業者への処分等の決定

不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分は、最高責任者（理事長）が状況調査の上、合理的な判断により決定する。

3. 不正な取引を防止するための対策方針

不正対策に関する方針を以下のように定める。

- ・競争的資金等の使用ルールや責任を理解してもらうため、関係者にコンプライアンス教育を行う。
- ・「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」を遵守し、不正防止対策を継続的に改善していく。

4. 不正対策に関するルール

不正対策に関するルールを以下のように定める。

- ・不正な取引に関与した業者への取引停止等を行う。
- ・取引業者に対し、処分方針および不正取引を防止するための対策を周知徹底する。
- ・一定の取引実績のある業者に対し、不正を行わない旨の誓約書の提出を求める。

5. 取引業者への不正な取引を防止するための対策の周知について

取引業者への不正な取引を防止するための対策の周知について、以下のように定める。

- (1) 周知内容
 - ・不正対策に関する方針とルール
 - ・不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針
- (2) 周知方法
 - ・この法人のホームページ
- (3) 周知する時期及び回数
 - ・法人のホームページに常時掲載
 - ・内容に変更があった場合は、速やかに更新する。